

令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価及び設計業務委託 技術者単価等の森林土木事業に係る取扱いについて

令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価等（以下「新労務単価等」という。）について、令和4年3月1日から適用する旨、農林水産省及び国土交通省の2省より公表があったところです。

これに伴い、北海道水産林務部所管の森林土木事業については、次のとおり新労務単価等で積算することとしましたので、参考までにお知らせします。

記

1 対象工事

- ・ 令和4年3月入札及び見積合わせ予定の工事及び委託業務

2 適用する単価

- ・ 令和4年3月労務単価及び設計業務委託等技術者単価等

3 契約事務について

- ・ 公告前の工事及び委託業務については、仕様書等に新労務単価等を適用していることを明示します。
- ・ 公告後の工事及び委託業務については、仕様書等に新労務単価等で再積算したことを明示します。
- ・ 令和4年3月以降に契約を締結する工事及び委託業務のうち旧単価を適用積算したものについては、契約後に新労務単価等により変更契約できる特例措置により、契約変更の協議を行う予定です。

※ 令和4年4月以降入札する工事及び委託業務については、当初積算からの適用となります。
(仕様書等には、特に新労務単価等である旨の記載を行いません。)